

平成25年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年2月27日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	佐々木美砂子	書記	若井 美園

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 平成 2 5 年度施政方針及び教育方針について
- 第 5 議第 1 号から議第 4 4 号まで一括上程
(平成 2 5 年度野洲市一般会計予算 他 4 3 件)
提案理由説明
- 第 6 発議第 1 号
(野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例)
提出者説明、質疑、討論、採決

市長提出議案

- 議第 1 号 平成 2 5 年度野洲市一般会計予算
- 議第 2 号 平成 2 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3 号 平成 2 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 4 号 平成 2 5 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 5 号 平成 2 5 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 6 号 平成 2 5 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 2 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 8 号 平成 2 5 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 9 号 平成 2 5 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 1 0 号 平成 2 5 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 1 1 号 平成 2 5 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 1 2 号 平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 議第 1 3 号 平成 2 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 4 号 平成 2 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 5 号 平成 2 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 6 号 平成 2 4 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 1 7 号 平成 2 4 年度野洲市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第18号 平成24年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第19号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 議第20号 野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- 議第21号 野洲市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 議第22号 野洲市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
- 議第23号 野洲市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例
- 議第24号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議第25号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第26号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第27号 野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第28号 野洲市図書館条例の一部を改正する条例
- 議第29号 野洲市文化ホール条例等の一部を改正する条例
- 議第30号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例
- 議第31号 野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第32号 野洲市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例
- 議第33号 野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例
- 議第34号 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例
- 議第35号 野洲市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議第36号 野洲市道に関する条例の一部を改正する条例
- 議第37号 野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止する条例
- 議第38号 休日急病診療に関する事務の委託の廃止について

- 議第 3 9 号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議第 4 0 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第 4 1 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 4 2 号 国土利用計画（第 1 次野洲市計画）の改定について
- 議第 4 3 号 野洲市都市計画マスタープランの改定について
- 議第 4 4 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（三和郁子君）（午前 9 時 0 0 分） 皆様、おはようございます。

平成 2 5 年度の予算編成にあたりましては、執行部の皆様、事務作業、本当にお疲れさまでございます。本日から第 1 回の定例会を開会いたします。議員の皆様におかれましても、十分な審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 2 0 名であります。定足数に達しておりますので、平成 2 5 年第 1 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（日程第 1）

○議長（三和郁子君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、平成 2 4 年第 5 回野洲市議会定例会において可決されました「米兵犯罪の根絶を求める意見書」他 2 件につきましては、平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日付をもって内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第13番、野並享子議員、第14番、小菅六雄議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの27日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの27日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(三和郁子君) 日程第4、平成25年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について、市長、お願いいたします。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

平成25年第1回野洲市議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様方におかれましては全員ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、私の2期目最初の予算となります平成25年度予算の編成及びその基本となる考え方につきましてご説明を申し上げます。

1期目で目処をつけました情報公開等による透明性の確保と市民参加の仕組み、景観制度、コミュニティバス、市民生活相談の総合化と就労支援、学校耐震化、学童保育所整備、特別支援教育の充実などを踏まえまして、2期目の方針であります「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みを進めてまいります。

具体的には、1期目から着手してありますこども園整備、小学校増築、新クリーンセンター整備、総合防災センター、雨水幹線による治水対策、野洲駅周辺整備、篠原駅改築、国

道8号バイパス促進などの施設及び基盤整備と子育て支援、高齢者対策、就労支援の強化、防災計画の見直し、子育て支援と高齢化にも備えた市民が安心できる中核的医療の確保、商工業及び農業振興などに一層力を入れていきます。また、1期目では十分力を注ぎませんでした文化・スポーツの振興、地域防災力の強化、環境保全と観光振興とをあわせて琵琶湖を生かす取り組み、障害者の自立と社会参加支援の強化、市民の健康づくり、認知症対策などにも、市民の皆様と共に斬新かつ伸びやかな取り組みを進めていきます。

さらに、まちづくりの進め方として、これまで以上に情報公開等による透明性確保と市民参加に取り組んでまいります。

具体的には、既に着手しています施策評価制度の検討に加え、これも既に市長への手紙によりある意味では着手済みではありますが、コンプライアンス制度の充実、さらには公文書公開についても取り組んでまいります。これらを支えるものとして一層の財政健全化を目指して行財政改革に本格的に取り組めます。

財政健全化につきましては、平成22年度から2年間、財政健全化集中改革プランに基づく取り組みを行いました。このときは法人市民税が半減するという事態に対応した緊急対策ではありましたが、単に経費を削減するというのではなく、よりより市民サービスを提供するということと公平性の確保、そして高コスト体質の改善ということをむしろ主眼に取り組みました。この成果は今なお持続していると考えていますが、今後、合併特例の交付税の削減など一層厳しくなる財源確保と子育て支援や高齢化対策、さらには市民の元気と安心のための基盤整備と持続可能な運営のための財源確保に向けて、議会をはじめ市民の皆様との議論を経て、新しい仕組みをつくっていきたくと考えております。

以上の取り組みを進めるためには、まずは信頼関係が重要となります。市民と市政との信頼関係はもとより、市民と市民、また、市の組織において議員の皆様との信頼関係、職員間の信頼関係も重要であります。信頼関係づくりの基礎は、透明・公平・公正性の確保と市民参加にあります。これを基本として健やかで力強いまちづくりに取り組んでまいります。議員及び市民の皆様方のご理解と力を合わせた取り組みをお願いいたします。

本日もご提案いたします予算案は、本市の財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、市政の課題を把握し、それを着実に解決しながら、「野洲の元気と安心を伸ばす」案としてまとめることができたと考えております。また、組織・体制面では、緊急的な課題である行財政改革のために行財政改革推進室を新設し迅速に対応することや、生活困窮や就労対策など市民生活に関わる総合的な相談と支援機能充実のために、その窓口として市民

生活相談課の新設、施策の目的に応じた組織の機能向上を目的に、子ども家庭課を廃止し、その業務をこども課と子育て家庭支援課に新設・移管します。また、コンプライアンス強化のために総務部内に担当を置きます。

平成25年度一般会計予算をはじめとする重要諸案件を提出させていただきますが、ご審議をお願いするにあたりまして、新年度予算に関連する主要施策を申し上げ、改めて議員の皆様をはじめ広く市民のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、以下、平成25年度予算概要の説明を申し上げます。

一般会計の予算規模は196億5,800万円となり、前年度当初予算と比較しますと3億600万円、率にして1.5%の減額となりました。主な内容は、第3こども園整備事業、駅前整備事業、北野小学校増築事業、新クリーンセンター造成事業などに着手することにより、平成24年度と同規模の予算となっております。同規模となるのは、新市への合併以前からの課題であった学校及び保育園の耐震化やクリーンセンターや治水対策事業を計画的に進めつつあるためであります。また、財源不足への対応といたしましては、財政調整基金から4億5,000万円を取り崩すこととしております。

それでは、改定した第1次野洲市総合計画に基づく6つの基本目標に沿って新規施策を中心にご説明をいたします。

「豊かな人間性をはぐくむまち」では、まず、安心して子どもを産み育てることができると支援対策として、子ども・子育て支援施策の把握や強化を行い、市民ニーズを調査した上で2カ年で事業計画を策定いたします。また、幼稚園と保育園の一体化による（仮称）野洲第3こども園の園舎建設と、（仮称）野洲第1こども園の実施計画に取り組み、保育園の耐震化と待機児童の解消を図ります。

学校の施設整備関係では、北野小学校の増築や野洲北中学校の柔剣道場新設等に着手し、児童増等に対応した学習環境を確保してまいります。また、引き続き、学校の喫緊の課題であるいじめ対策や特別支援教育、不登校児童・生徒の支援体制の充実を図り、学校、家庭、地域の三者の連携のもとで教育力の向上につなげます。

「人とひとが支え合うまち」では、重症心身障がい者や強度行動障がい者への支援体制を充実させてまいります。新規事業として、湖南4市の取り組みとして、広域休日急病診療所運営及び建設事業への負担金を計上し、済生会滋賀病院付近への移転新築に取り組みます。

次に、防火・防災対策では、（仮称）総合防災センターに停電時での電力需要に対応する

ため蓄電池設置工事を行い、太陽光発電システムで発電した電気を備蓄いたします。

「地域を支える活力を生むまち」では、地域の商工業の発展と雇用の確保を目指して、引き続き東京大学と連携して高度な技能を持つ人材のものづくりインストラクターとしての養成と中小企業の経営改善支援を行います。

農林漁業の支援では、地域で集落の農業の将来について方向性を定めるために、地域農業マスタープランを策定するとともに、将来の地域農業を支える担い手を育成する一環として、就農意欲のある青年層を対象に支援を行ってまいります。また、農地集積に協力された方に対し農地集積協力金を交付し、担い手への農地の集積を図ります。さらに、市民生活相談の一層の展開として、ハローワーク等との連携を強化し、生活の自立及び就労を希望する市民に対しての就労支援機能の充実を図ります。

「美しい風土を守り育てるまち」では、新クリーンセンターの平成28年度操業に向けて、平成25年度は用地造成工事に着手するとともに施設の実施設計の策定を進めます。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、篠原駅周辺都市基盤整備として、平成26年度の竣工を目指して、近江八幡市、竜王町と共同して駅舎の改築や自由通路の整備工事に取り組みます。北部合同庁舎を開設し、図書館分館をはじめ商工会や工業会、さらに文化・体育関連の各種団体による利活用によって北部市街地のにぎわいづくりを進めてまいります。

新規事業として、一級河川に架橋されている橋梁を計画的に補修し長寿命化を図る事業に取り組みます。ただし、これにつきましては、今般の国の経済対策、いわゆる15カ月予算を活用し、今議会に提案しております平成24年度一般会計補正予算に前倒しして計上しております。

「市民と行政が共につくるまち」では、平成24年度に引き続き、市民、専門家の参画を得て、市民の活動と安らぎの拠点として機能的で魅力ある整備を目指して、野洲駅南口周辺の整備計画策定を進めてまいります。また、市の行政情報の確実で効率的な管理運用を目指して、平成26年度を第1期として総合行政システム再構築事業を進めます。これによりまして、住民投票条例の施行にも目処をつけてまいります。

最後に、私のマニフェストに掲げておりますとおり、住みよいまちは私たちの元気と安心の源であります。市民の皆様の積極的なご参加をいただきながら、徹底した市政の透明化と健全な施策によって、その実現に努めてまいります。今後とも議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。平成25年度予算審議の議会の冒頭にあたりましての私

の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、教育方針について。

教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、平成25年度野洲市の教育方針についてご説明申し上げます。

平成24年度は、通学路での痛ましい事故やいじめ、また体罰などの問題をはじめ、全国でいろいろな教育的課題が続出した1年でした。野洲市教育委員会といたしましても、これらの課題を共有しながらそれぞれへの取り組みが求められました。

平成23年2月に策定した野洲市教育振興基本計画のもと、意欲を持って学ぶ元気な学校・園の創造を目指して学校応援団事業等に取り組み、生きる力の要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てる教育を地域と連携して展開することができました。さらに、児童・生徒が安心して学べる環境づくりとして、校舎の耐震化や通学路の安全点検を実施してまいりました。一方、生涯学習の面では、スポーツや芸術活動に市民参加を進め、自主的、創造的な活動を推進してまいりました。

課題といたしましては、児童数の増加に伴っての校舎の増築や今日まで進めてきました耐震化・大規模改修を行っていない老朽化してきている校舎への対応があります。また、元気な学校づくりマスタープランに基づく児童・生徒の「確かな学力」の向上や「元気な心とからだ」の育成、一人ひとりの学びや育ちを大切にする特別支援教育の推進、不登校・いじめの根絶等に向けての生徒指導・教育相談体制のさらなる強化が必要となってきております。

さらに、住みよい地域づくりのための人権意識の向上やスポーツを通じた健康増進、文化芸術活動などにおいては、今までの活動を基盤に市民協働の取り組みで一層の向上を図ることなどが挙げられております。

まず、平成25年度の教育方針でございます。本市は豊かな自然と歴史、文化に恵まれたまちであり、この風土を大切にしたまちづくり、人づくりを目指します。そのために、教育方針を「愛と輝きのある教育のまち・野洲」とし、市民が笑顔、元気、自信、誇りなどの輝きを創出する教育を進めます。教育振興基本計画では、「一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう、まちづくり・人づくり」を基本理念に掲げており、これの実現を目指し、子どもたちの生きる力を育て、学校・園を含めた家庭・地域の教育力を高め、互いが学び合う生涯学習のまちをつくるための取り組みを積極的に進めてまいります。ま

た、学校と家庭、地域とが目標を共有し、それぞれが役割と責任を果たすとともに互いに連携を深め、協働して子どもたちの育成に取り組むことで児童・生徒の知・徳・体をバランスよく高め、さらには家庭や地域の教育力の向上にもつなげます。

平成25年度においては、これまでの成果と課題を踏まえ、次の6つの柱として施策を展開します。その具体的な取り組みをご説明申し上げます。

まず、元気な学校・園の創造でございます。

子どもの教育において、教師が元気を出して生き生きと教育活動を展開することは、子どもの元気と意欲を引き出し、学力を向上させ、郷土に根差した世界に羽ばたく人づくりにもつながります。そのために、元気な学校づくり事業を継続して実施します。また、平成23年度より北野小学校にて始めた地域との協働で学校を支援する学校応援団事業については、全小学校に拡大し実施をします。

学習面では、各教科指導はもちろん、生きる力の育成と人権・命を大切にする教育を進め、各学校では校内研究の充実に努めます。また、情報教育、ICT教育について、子どもたちが意欲的に学習に取り組み、情報活用能力をつけていくための支援をします。学校・園と図書館が連携を深め、各学校で行われている朝の読書活動や各園での読み聞かせなどを通して、子どもたちの言語活動の充実と豊かな感性の育成に努めます。

特別支援教育の推進体制の強化を図るため、各学校に特別支援教育指導員や支援員を配置します。また、4校に特別支援教育コーディネーターマネジメント加配教員を配置し、全教職員の特別支援教育の研修を深め、さらなる充実を目指します。

2つ目といたしまして、安心安全な教育環境と子どもの居場所づくりについてでございます。

子どもたちの豊かな心をはぐくむためには、安心して学習や生活ができる学びの環境整備と規範意識の育成が必要です。教育施設の耐震化計画に基づき、これまで耐震化工事や大規模改修工事を計画的に進め、篠原小学校管理棟改築工事の完成により、当初予定していた耐震化事業はすべて完了します。また、児童数の増加に対応し実施する校舎増築工事は、北野小学校と□王小学校で実施をいたします。平成24年度からの武道の必修化に伴い、野洲北中学校の柔剣道場の建築を行います。武道の伝統的な考え方の理解と、相手を尊重した練習や試合ができるように努めます。

規範意識については、学校、家庭、地域が子どもたちに対して毅然とした態度で、やりたくてもやっちはいけないこと、やりたくなくてもやらなくてはならないことを教え導く

ことに努めます。地域においては、地域教育協議会を中心として、地域に密着した子どもの居場所づくりを地域の皆様の協力を得て進めていきます。子どもがいじめや虐待等の悲劇に巻き込まれないために、緊急雇用制度を活用して各学校にいじめ対策支援員を配置します。また、家庭、地域の協力を得ながら早期発見と的確、迅速な対応を行い、安心安全な教育環境をつくります。さらには、教育相談活動を通じて、不登校など悩みを抱える子ども・保護者に対する支援を充実します。学校給食におきましては、地産地消による安全安心の確保と食育の推進に努めます。

3つ目は、人権を尊重するまちづくりについてでございます。

人権を尊重する野洲市の実現のためには、基本的人権を大切にし、お互いが認め合い尊重し合い、お互いのよいところを探し、共に伸ばすまちづくりという観点が重要です。野洲市まちづくり基本条例に基づき、就学前の子どもから大人まで、学校・園の教育や社会教育を通して人権の尊重と人権文化の創造に向けて実践や研修、啓発を進めます。

いじめにつきましても、これがどの学校でもどの子にも起こり得るものであるとの認識で見直しを図った各学校のストップいじめアクションプランに基づいて、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めます。学校・園では心に響く道徳資料の開発やボランティア活動などの体験活動に取り組み、道徳教育を充実します。また、基本的な生活習慣の育成、規範意識や困難を克服する力、正義感、そして実践意欲や態度などの向上に努めます。

4つ目といたしましては、生涯学習と生涯スポーツの充実でございます。

本市では多くの市民が活発な生涯学習活動を行っており、学びに関する関心は大変高いものがあります。世界有数の長寿国となった今、市民が自らの活動を充実・発展させることは、健康で心豊かな人生を送る上で大切なことです。

これからの生涯学習は、個人やサークルとしての趣味、教養の学習だけではなく、人権や環境問題等の社会的課題や地域課題、就労や子育てなど身近な生活問題、ボランティア活動など社会参加情報の獲得まで幅広い分野にすそ野が広がっており、コミュニティセンターとの連携を図りながら、その活動の成果を発表して地域に行かせるようにしていきます。

生涯スポーツの充実については、ニュースポーツの普及や総合型スポーツクラブの支援、学校や園と連携して子どもの体力向上に向けた取り組みを進め、市民が気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。

また、野洲市における生涯学習施策を計画的に推進していくための指針となる新たな生

涯学習振興計画を策定いたします。昨年度まで野洲市の文化・スポーツ施設については、野洲市文化スポーツ振興事業団を指定管理者として、その管理と運営を委託してきましたが、今年度より市が直接これらの施設の維持管理と運営を行います。

5つ目といたしましては、文化遺産の継承と豊かな文化の創造でございます。

豊かな自然と文化遺産に恵まれた野洲市では、これらを守りながら有効に活用し、広く市民にその重要性を知っていただくことが大切だと考えます。市内の各地域において長く伝えられてきた文化遺産を今後も保存・継承していくために、各地域における市民の自主的な保存・継承活動が重要と考えます。このため、学校やコミュニティセンターの活動の中に地域の文化遺産や文化活動を取り入れ、地域との連携を一層深めます。

歴史民俗博物館は文化遺産の継承にとって拠点となる施設です。本年度は博物館開館25周年を記念して、野洲川の歴史と文化についての企画展を開催いたします。また、地域の文化遺産を歩いて再発見する「まちかど博物館」を継続して、身近な文化遺産に市民が親しみ、市民の文化遺産に対する意識の高まりを図ります。市民が絵画、書、音楽などを発表する機会をつくり出すことで、地域での芸術文化サークル・団体の活動が一層活発になるよう努め、野洲の文化の発展、創造に努めます。

最後に、教育委員会の活性化についてであります。教育委員会のあり方自体に対する議論が今後本格的になされる状況にある今日、学校教育をはじめとしたあらゆる教育のすべてを担う組織としての教育委員会の活動がとりわけ重要となってきます。

定例の教育委員会議においては、取り組むべき教育施策についての議論を深めていきます。また、教育の日になんだ、教育委員と市民がよりよい教育について語り合う「はばたけ野洲のまなび」を開催するなどして、市民との対話を基本とした教育行政を展開します。

市民にわかりやすく親しみのある教育委員会にしていくためには、教育関係者等からさまざまな意見を聞き、本市の教育の姿を家庭、学校・園、地域、企業等が共有することが大切と考え、市のホームページなどにより、市民の皆様に積極的に情報提供を行います。教育委員会が行う事務事業につきましては、設置している評価委員会にて点検、評価を受け、教育振興基本計画を基本にその進行を管理しながら、諸施策の効果的な推進に努めます。

以上、平成25年度の教育方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(日程第5)

○議長(三和郁子君) 日程第5、議第1号から議第44号まで(平成25年度野洲市一般会計予算他43件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読していただきます。

○事務局長(東郷達雄君) 朗読いたします。

議第1号平成25年度野洲市一般会計予算他予算案件10件、議第12号平成24年度野洲市一般会計補正予算(第7号)他補正予算案件6件、議第19号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例他条例制定案件4件、議第24号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例他条例改正案件12件、議第37号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止する条例、条例の廃止案件1件、議第38号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について他その他の案件5件、議第44号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、人事案件1件。

以上でございます。

○議長(三和郁子君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成25年第1回野洲市議会定例会に提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、平成25年度予算11件、平成24年度補正予算7件、条例の制定5件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、その他6件、人事案件1件の合計44件につきましてご審議をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

議第1号平成25年度野洲市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算の概要については、先ほどの施政方針で大方をご説明いたしましたので、重複を避けて、大要につきましてご説明をいたします。

平成25年度予算は、子育て支援、障がい者自立支援、高齢者施策、中小企業等の産業支援、基盤整備、それぞれの充実と促進が大きな柱となっております。

子育て支援では、こども園など遅れている保育園の耐震化と待機対策に合わせた施設整備と虐待防止や特別支援教育の充実など、障がい者自立支援では、虐待防止と社会参加の

促進並びに重症心身障がい児・者の通所支援を、高齢者施策では、介護予防、特に認知症対策と老健施設増床による施設介護の充実を、中小企業等の産業支援では、商工業振興指針に基づく支援と野洲市ものづくり経営交流センターによる業務改善指導などを、基盤整備では、今年度策定いたしました交通ネットワーク構想に基づく道路・駅前関連整備と雨水幹線をはじめとする治水対策をそれぞれ着実に取り組んでまいります。また、教育施設の増築や最終段階を迎えます総合防災センターや篠原駅整備と、平成28年度の操業を目指して地域のご理解とご協力により進めています新クリーンセンター整備の用地造成に着手をいたします。

なお、病院問題に関しましては、昨年末に提案いたしました案をもって一層広く市民及び関係機関のご意見を伺ってまいります。一方、野洲病院への支援につきましては、基本的に現行どおりといたしますが、民間病院という位置づけを尊重しつつ、市民の中核的医療を守るとともに、過大な市民負担を軽減するという視点から病院側と協議を重ね、運営の健全化を支援していきたいと考えております。

次に、債務負担行為につきましては、新クリーンセンター施設整備事業のうち、用地造成事業の他6件を計上しております。

次に、地方債につきましては、こども園及び北野小学校の増築、野洲駅周辺整備事業などをはじめ、臨時財政対策債などの合計で25億3,170万円の限度額を設定しております。

以上、平成25年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第2号から第10号までの特別会計予算について、主な会計についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、保険給付費の伸びを見込むとともに、介護納付金の増高に対応するため、国民健康保険税のうち介護納付金分を約19%引き上げますが、国保税全体では微増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、滋賀県後期高齢者広域連合の第3期の保険料率をもとに当市の被保険者数の増加見込みを勘案し、納付金総額は対前年度比1.3%の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算につきましては、保険給付費において要介護認定者の増加見込みに加えて、介護老人保健施設の開設による増を合わせて、前年度比5.2%の増を見込んでおります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、対前年度当初比21.0%の大きな減となっております。この主な要因といたしましては、経営健全化適正計画のもと、高利率の公営企業債の繰り上げ償還を順次推し進めてきた結果、借り替えの対象となる残債の減によるものです。

続きまして、議第11号水道事業会計予算につきましては、業務の予定量では、給水件数は1万8,800件、年間総配水量は759万9,300立方メートル、1日平均配水量で2万820立方メートルを予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管整備事業及び水源地整備事業を計画しております。

なお、平成25年度におきましても、引き続き比江水源地の拡張工事を計画しております。

次に、議第12号から議18号までの平成24年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

平成24年度2月補正予算概要をご覧ください。

まず、議第12号平成24年度野洲市一般会計補正予算(第7号)につきましては、4,909万8,000円を減額するものです。

債務負担行為の補正では、新クリーンセンター施設整備事業において地域振興に資する交付金を今年度から交付することなどや、4月から新たに3年間コミュニティバス運行业務を委託し、その準備のため今年度内に契約を締結するため予算措置をするものの他、野洲駅周辺整備事業では、進捗より前倒しとなったことから廃止するものです。

企業債の補正では、各種対象事業の精査等により、限度額の変更及び健康福祉センターの空調機器改修に伴いまして、新たに追加するものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で減債基金へ3,000万円、公共施設等整備基金へ3,500万円、それぞれ積立金を増額するものです。

民生費では、健康福祉センターの空調機器を改修する費用を新たに追加し、民間保育所費及び学童保育所費においては精査を加え、生活保護費では今年度の不足見込額を追加するものです。

衛生費では、地域医療体制整備補助事業費で特定医療法人病院施設整備促進事業費等、補助金を減額し、また、新クリーンセンター施設整備事業に関しまして、各種計画の業務の精査の他、大篠原自治会への地域振興交付金2,500万円を新たに計上するものです。

労働費では、緊急雇用創出事業で決算見込みにより不用見込み額を減額しようとするものです。

土木費では、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策を活用しまして、道路・橋梁の緊急老朽化対策や通学路の安全対策に擁する経費をそれぞれ前倒しして計上するものです。

教育費では、各小中学校で取り組んでいます耐震化事業や〇王小学校増築工事等において入札差額や執行見込みにより精査し、不用見込み額を減額しようとするものです。

一方、歳入につきましては、市税の個人市民税や固定資産税では、これまでの実績を踏まえた決算見込みにより、合わせて5,365万2,000円の増額、一方、たばこ税では、需要予測を下回ることから減額し、歳出予算の補正や交付決定等に伴う国庫支出金及び県支出金の調整の他、財産収入では不動産売払収入を、繰入金では減債基金繰入金をそれぞれ減額しております。

次に、議第13号平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費等の不足見込み額をそれぞれ追加するなど、所要の補正を計上しております。

次に、議第14号平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今年度、保険基盤安定負担金の確定に伴い同額を一般会計から繰り入れ、それを後期高齢者医療広域連合納付金として支払うものです。

次に、議第15号平成24年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容といたしましては、在宅介護に係る居宅介護サービス給付費及び施設療養をしている非課税所帯を対象とした特定入所者介護サービス給付費の不足見込み額をそれぞれ追加しております。

次に、議第16号平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、6,710万5,000円を減額するものです。

地方債の補正では、旧簡易保険資金保証金免除繰上償還金が減額調整されたことにより、借換債の限度額を減額変更するものです。

歳出では、公債費で先に述べました減額調整により、償還額を公共下水道事業費では事業費の精査により減額しようとするものです。また、歳入の公共下水道使用料では決算見込みにより減額し、不足を補うため一般会計からの繰入金を計上しております。

次に、議第17号平成24年度土地取得特別会計補正予算（第1号）につきましては、885万1,000円を減額するものです。この内容といたしましては、市民活動拠点施

設用地に係る公共用地先行取得長期債の借り入れ利息が確定したこと等に伴い、当初見込みとの調整を行うものです。

次に、議第18号平成24年度水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水道利用料金の決算見込み及び比江水源地拡張工事等の事業費の確定によりまして、収益的収支及び資本的収支でそれぞれ所要の補正を行うものです。

以上、一般会計、各特別会計の補正予算の提案説明といたします。

引き続きまして、議第19号から第23号までの5議案について一括してご説明申し上げます。

この5議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され関係法令が改正されたことに伴い、市の条例で基準等を定めることとなったことから条例制定を行うものです。

なお、いずれの条例についても、具体的な基準は規則で定めることとしております。

議第19号及び議第20号は、介護保険法の一部改正により、介護保険サービスのうち市が指定、指導監督の権限を有する地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるものです。

議第21号及び議第22号は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定公園施設の設置基準及び特定道路の構造の基準を定めるものです。

議第23号は、河川法の一部改正により、準用河川に係る河川管理施設または河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要をされる技術的基準を定めるものです。

なお、これらの条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第24号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当について、財政健全化集中改革プランの終了後の財政健全化堅持のための取り組みとして、平成25年6月及び12月の支給分についてそれぞれ10%減額するものです。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災の

ための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により、全国の地方公共団体が実施する防災施設に要する費用の財源確保のために、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税等について均等割の標準税率に500円を加算することその他所要の改正をするものです。

この改正につきましては、市民負担につながるものであり、また、最も優先されるべき東日本大震災による被災地域での直接の復興を目的とするものではないことから、その取り扱いを慎重に検討してまいりましたが、普通交付税の基準財政収入額に算定され、市の財源確保に大きく影響することから、改正することとしたものです。

なお、本条例は公布の日から施行し、第36条第1項ただし書の改正規定及び附則第2条の規定は平成26年1月1日から施行するものです。

議第26号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本市の国民健康保険に対する介護納付金の支払いに要する財源を確保するため、介護納付金見込み額に合わせて国民健康保険税における介護納付金分の案分率を引き上げるものです。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第27号野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法の一部改正により、行政財産の貸し付け等について範囲が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第28号野洲市図書館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲図書館中主分館の北部合同庁舎への移転に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成25年5月7日から施行するものです。

議第29号及び議第30号について一括してご説明申し上げます。

この2議案につきましては、財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団を指定管理者としている野洲文化ホール、野洲文化小劇場、さざなみホール、総合体育館、中主P&G海洋センター、市民グラウンド、体育センターを市の直営とすることに伴い、野洲市使用料条例、その他関係条例の一部を改正するものです。

なお、これらの条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第31号野洲市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第2次同和対策実施計画に基づき個人施策から一般施策に移行するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成25年8月1日から施行するものです。

議第32号野洲市障害者自立支援条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されることから所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第33号野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を条例で定めることとされたことから改正するものです。

なお、具体的な基準は規則で定めることとしております。

次に、第2条については、近年、家庭廃棄物のうち、粗大ごみ、缶等の資源ごみの違法業者による無断持ち去りがあることから、違法業者などによる資源ごみの収集または運搬行為を禁止するとともに、その違反行為に対する禁止命令を規定し、その禁止命令に従わずさらに違反した場合には20万円以下の罰金刑を科すものです。

なお、本条例は、第1条については平成25年4月1日から、第2条については平成25年6月1日から施行するものです。

議第34号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、埋め立てが終了している蓮池の里処分場の施設廃止までの間、暫定利用している蓮池の里多目的公園の施設機能を生かし、グラウンドゴルフ場を有料公園施設とし適正な運営管理を行うため改正を行うものです。

なお、本条例は平成25年8月1日から施行し、改正後の野洲市一般廃棄物処理施設条例の規定は、同年10月1日以後に利用する有料公園施設に係る使用料について適用するものです。

議第35号及び議第36号について一括してご説明申し上げます。

この2議案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され都市公園法及び道路法の一部が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準並びに公園施設の設置基準並びに市道の構造に関する技術的基準及び道路標識の寸法について条例で定めることとされたことから所要の改正を行うものです。いずれの条例についても、具体的な基準は規則で定めるとしております。

なお、これらの条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第37号野洲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、当該条例で規定する法人への職員派遣は現在実施しておらず今後も予定していないことから廃止するものです。

なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第38号休日急病診療に関する事務の委託の廃止についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成23年第7回野洲市議会定例会において議決をいただきました休日急病診療に関する事務の委託を平成25年3月31日をもって廃止することについて草津市と協議することにつき、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、湖南4市の広域休日急病診療所の設置及び管理運営は湖南広域行政組合で取り組むこととなったことから、当該事務の草津市への委託を廃止するものです。

議第39号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の事務所の移転及び当該組合の議員定数について現状の運用に合わせることに伴い、規約を改正するため関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は平成25年4月1日から施行されるものです。

議第40号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市が県市町村退職手当組合の事務所を移転されること、また、滋賀県自治会館管理組合が平成25年3月31日をもって脱退されることに伴い当組合の規約を改正するため、関係地方公共団体が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は平成25年4月1日から施行されるものです。

議第41号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、小南地先にある大貝橋への接道のため、一部市道の振り替え工事が県により施行されたことから、既設市道を一旦廃止し新たに認定することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものです。

議第42号国土利用計画（第1次野洲市計画）の改定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年度見直しを行いました第1次野洲市総合計画に合わせ国土利用計画（第1次野洲市計画）を改定するため、野洲市議会基本条例第11条第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第43号野洲市都市計画マスタープランの改定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第1次野洲市総合計画及び大津湖南都市計画区域マスタープラン並びに国土利用計画の改定に連動して野洲市都市計画マスタープランを改定するため、野洲市議会基本条例第11条第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、市街化調整区域の土地利用方針を新たに記述整備し、具体的には、地区計画制度を活用した良好な秩序ある住環境等の創出に向けて、野洲中学校西側の山ノ脇地区を位置づけたところであります。

議第44号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

平成25年6月30日で任期満了となります垣内宏之さんは、平成19年から人権擁護委員として2期6年間ご活躍いただきましたが、このたび勇退されることとなったため、新たに相間芳和さんを人権擁護委員候補者として法務大臣へ推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

相間さんは小学校の教諭として長年ご活躍をされ、校長を歴任されました。退職後も周囲の信望は厚く、民生委員、児童委員や保護司をされるなど多方面でご活躍をされており、

人権擁護委員としても活躍が期待されるところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

(日程第6)

○議長(三和郁子君) 日程第6、発議第1号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第14番、小菅六雄議員。

○14番(小菅六雄君) 皆さん、おはようございます。

それでは、発議第1号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

平成24年9月5日に地方自治法の一部が改正され、政務調査費に関わる改正規定が本年3月1日に施行されることとなっております。

法律の主な改正内容につきましては、1点目に、名称をこれまでの政務調査費から政務活動費に改めること、2点目に、交付目的や用途について、議員の調査研究に要請・陳情活動などその他の活動を加え、用途の範囲を拡大すること、3点目に、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること、4点目に、議長は用途の透明性の確保に努めることであります。

このことから、今回の条例の一部改正におきましては、法改正に伴う名称を政務調査費から政務活動費に変更を行うとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する規定を新たにつけ加えるものでございます。

なお、議会改革特別委員会でも議論されましたように、要請・陳情活動などその他の活動を加え、用途の範囲を拡大することにつきましては、今日、不明瞭な支出が発生する可能性が全国的にも危惧され、政務活動費の透明性確保に課題が残ることから、今回の条例改正には盛り込まないこととしております。

なお、この条例は本年3月1日から施行しようとするものです。また、附則におきましては、関連する野洲市議会基本条例及び野洲市特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものでございます。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長(三和郁子君) それでは、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月28日から3月6日までの7日間は議案調査のため休会といたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、明2月28日から3月6日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る3月7日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時03分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成25年2月27日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 野 並 享 子

署 名 議 員 小 菅 六 雄